京都府医師会新任校医研修会

京都府医師会学校保健委員会 委員長 杉本英造

令和7年3月4日(火)

本日の話題

①学校医の歴史

学校医の歴史 その身分と職務と報酬 府医師会と京都市学校医会との関係

②学校医の法的規定とその職務

学校保健安全法・学校保健安全法施行規則 定期健康診断 就学時健診 教職員の健康相談 健康管理医と産業医 感染症の予防とその管理

③学校医の置かれている状況

養護教諭からみた学校医の理想像 学校医の年間予定 結核検診・学校心臓検診・学校検尿と学校医の関係 学校保健委員会 京都府医師会指定学校医制度

④定期健康診断の進め方

プライバシーの保護 内科健診と運動器検診の進め方

学校医の歴史

- •明治 5年 学校教育制度創設
- ・明治31年 勅令により学校に学校医を置くことが世界で初めて定められる
- 明治32年 全国に先駆け京都市に上京・下京学校医会 設立

く終戦によって旧憲法は廃止され、学校医令は失効>

- 昭和22年 教育基本法・学校教育法の制定
- 昭和33年 学校保健法制定
- ・ 平成20年 学校保健法を学校保健安全法に改定

学校医の身分と職務と報酬

- 学校医は所属学校を管轄する府市町村教育委員会 の非常勤嘱託として雇用:1年毎
- ・職務は学校保健安全法第23条及び学校保健安全法 施行規則第22条で規定
- 報酬

(例): 令和3年度京都市立学校(400名) 内科校医

¥225.500(基本報酬)

¥471×生徒•教職員

¥10.000(管理指導料)

標準年額¥423.900

学校医嘱託要綱 抜粋 (京都市)

(身分)

第2条 学校医等は、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とする。

(服務)

- 第5条 学校医等は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 職務に専念し、法令及び職務上の命令に従うこと。
 - (2) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。その職を退いた後も同様とする。
 - (3) その職及び学校の信用を傷付け、又は不名誉となるような行為をしないこと。

(公務災害補償等)

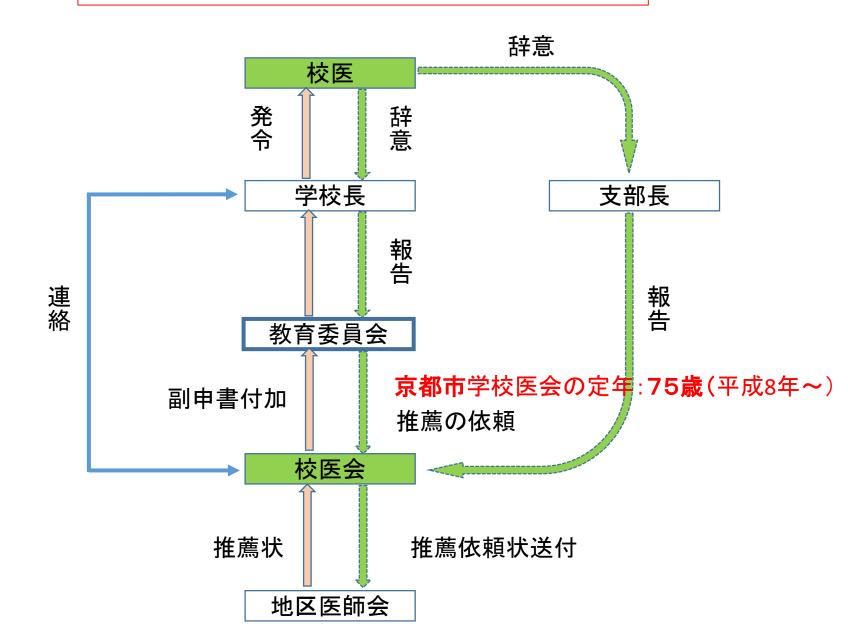
第7条 学校医等に公務上の災害(負傷,疾病,身体障害又は死亡をいう。以下同じ。)又 は通勤による災害が生じた場合は,公立学校の学校医,学校歯科医及び学校薬剤師の 公務災害補償に関する法律及び小学校,中学校又は養護学校に配置された学校医等に あっては学校医,学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(昭和52 年京都府条例第30号),幼稚園又は高等学校に配置された学校医等にあっては京都 市非常勤職員公務災害等補償条例の定めるところにより補償を行う。

(解嘱)

- 第8条 学校医等が次の各号の一に該当する場合は、その意に反して解嘱することができる。
 - (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
 - (2) 勤務実績が良くない場合
 - (3) 第5条の規定に違反した場合
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、学校医等としての適格性を欠く場合

自動車も自転車も飲酒運転は厳禁

学校医を決めるに当たって



京都市学校医会会員271人の標榜診療科目

内科/小児科 231人 (85%) 整形外科 12人 外科/その他の科 17人 府医師会非会員 11人

京都府医師会と京都市学校医会の関係

昭和53年:府医は市学校医会に対して、解散して府医の組織に入るよう要請

昭和55年:市学校医会員は府医学校医部会に集団入会するが、市学校医会は独自活動

	所属する身分			
	府医学校医部会	市学校医会		
日本医師会	0			
全国学校保健•学校医大会	0			
近畿学校医連合研究協議会	0			
近畿学校保健連絡協議会	0	0		
指定都市学校保健協議会		0		
京都市学校保健会		0		
府医学校医部会総会	0			
市学校医会総会		0		

学校医の法的規定とその職務

・学校保健安全法第23条(P324)に「学校には学校医 を置くものとする」と規定

学校保健安全法施行規則第22条(P342)に学校医の職務を規定

学校保健安全法施行規則(P335-349)

・学校保健安全法の規定を実施するため、定めたもの

第2章 健康診断

第1節 就学時の健康診断

第2節 児童・生徒の健康診断

第3節 職員の健康診断

第3章 感染症の予防

学校医の職務執行の準則(p342-343)

<学校保健安全法施行規則第22条>

- ①: 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参与すること
- ②: 学校環境衛生の維持及び改善に関し、学校薬剤師と協力して、必要な指導及び助言を行うこと
- ③:児童、生徒等の健康相談に従事すること
- ④: 児童、生徒等の**保健指導**に従事すること
- ⑤: 児童、生徒等の健康診断に従事すること(定期・臨時)
- ⑥: 学校における<u>感染症及び食中毒の予防</u>に関し必要な指導及び助言を行い、並びに学校における感染症及び食中毒の予防処置に従事すること
- ⑦: 校長の求めにより、救急処置に従事すること
- ⑧:市町村の教育委員会又は学校の設置者の求めにより、<u>就学時</u>健康診断及び職員の健康診断に従事すること
- ⑨:このほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的 事項に関する指導に従事すること

児童生徒の健康診断

学校保健安全法施行規則第6条(P336-337)

- 1) 身長及び体重
- 2)栄養状態
- 3) 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無ならびに四肢の状態
- 4) 視力及び聴力
- 5)眼の疾病及び異常の有無
- 6) 耳鼻咽喉疾患及び皮膚疾患の有無
- 7) 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- 8)結核の有無
- 9)心臓の疾病及び異常の有無
- 10) 尿
- 11) その他の疾病及び異常の有無

就学時健診の実際(P25)

学校保健安全法施行令(P330-331)

- ・小学校1年生になる前年に行う
- ・おおむね学齢簿の作成(11月初め)後の11月中に行う
- ・定期健康診断とは異なり、歯科・眼科・耳鼻咽喉科 (行われないこともある)と同じ日に実施
- ・健診の他に予防接種の漏れ指導は重要
- ・身長及び体重・結核の有無・心臓の疾患及び異常の 有無・尿についての検査は行わない
- 支援学校等への進路の指導は既に行われている場合が 多い

教職員の健康診断

学校保健安全法施行規則第13条(P339)

- 1)身長、体重及び腹囲
- 2)視力及び聴力
- 3)結核の有無
- 4)血圧
- 5)尿
- 6) 胃の疾病及び異常の有無
- 7)貧血検査
- 8)肝機能検査
- 9)血中脂質検査
- 10)血糖検査
- 11)心電図検査
- 12)その他の疾病及び異常の有無

教職員の健康診断と健康管理(P290-293)

- 一般的には業者委託で実施
- 学校医は施行規則第16条(P340-341)にもとづき事後措置として指導区分を決定
- ・措置区分は学校管理者(校長)が決定
- 月80時間を越える超過勤務や要望があれば健康相談 を実施 (別紙参照)
- 長時間労働に起因すると思われる<u>鬱病などのメンタル</u> ヘルスが重要となってきている
- ・平成27年12月よりストレスチェックを実施
- 一般の労働者より異常結果が多い

健康管理医と産業医(P293)

- ・教職員が50名以上の学校においては産業医の選任が 必要となる
- 49人以下の職員数の京都市立学校においては、平成 5年より<u>健康管理医</u>として、内科学校医の1人が教職員 の健康管理を行う
- ・京都市以外の市町村においては同様の規定を定めることが多い
- ・ 府立学校においては平成25年1月より産業医を設置
- ・産業医は、安全衛生委員への就任、及び月一回の 職場巡視などが求められる

健康診断の実施時期及び実施主体

種類		実施時期	実施主体	
就学時健康診断		義務教育就学前年	市区町村教育委員会	
児童生徒等の健康診断	定期	毎年6月30日まで	· 学校	
	臨時	必要がある時		
職員の健康診断	定期	学校の設置者が定める適切な時期	学校の設置者	
戦貝の進尿が例 	臨時	必要がある時		

臨時健康診断と健康相談

臨時の健康診断 学校保健安全施行規則第10条(P339)

- ①感染症又は食中毒の発生のとき
- ②夏季における休業日の直前又は直後
- ③結核、寄生虫病その他の疾病の有無について検査を行う必要のあるとき
- ④風水害等により感染症の発生のおそれのあるとき
- ⑤卒業のとき

健康相談 学校保健安全法第8条 (P322)

- ・児童生徒等の心身の健康に関し、校長の指示のもと実施
- ・ その対象は体育局通達で6項目が示されている(P20)
- ・その1つとして「修学旅行、遠足、運動会、対外運動競技等の学校行事の参加 の場合において必要と認めるもの」がある

感染症の予防とその管理

- 学校医は医師としての経験、知識と判断が要求される
- 学校伝染病は学校感染症に呼称変更

出席停止期間が定められている(P206)

BeWell Vol. 65(京都府医師会)参照

• 臨時休業の基準は定められていない

学校の設置者は学級閉鎖等の臨時休業の判断を行う (学校保健安全法第20条)

学校感染症における出席停止期間

学校保健安全法施行規則第19条(P341·342)

分類	疾患名	出席停止期間		
第一種	表9-1の第一種感染症	治癒するまで		
	インフルエンザ	就学前:発症して5日を経過し、かつ解熱後3日間を経過するまで 小中高大学:発症して5日を経過し、かつ解熱後2日間を経過するまで		
	百日咳	特有な咳が消える、または5日間の適正な抗菌薬による治療終了まで		
	麻しん	解熱した後3日を経過するまで		
第二種	流行性耳下腺炎	腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで		
	風しん	発疹が消失するまで		
	水痘	全ての発疹が痂皮化するまで		
	咽頭結膜熱	発熱、咽頭痛、結膜炎などの主要症状が消失した後、2日を経過するまで		
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで		
第三種	コレラ、細菌性赤痢、 腸チフス等			
	腸管出血性大腸菌感染症	 医師により感染のおそれがないと認められるまで		
	流行性角結膜炎			
	急性出血性結膜炎			

但し、病状により医師が感染のおそれがないと認めた時はこの限りではない



学級閉鎖等の基準(目安)

内 容		1	基 準(目安)			
学級閉鎖 (授業カットを 含む)	基準①:同一学 診断され 基準②:インフ 欠席者 を超え 【目安】 その他、患者の3 (とりわけ、総合 * 機	ルエンザ感染や新 ルエンザ感染や新 や有症者 (熱、咳、 で、さらに感染拡大 学級人数 20人 30人 40人 発生状況に応じて個 支援学校や育成学 械的な適用緊等に なの健康観察等に	 ザ感染もしくは 5%を超えて、さ 型コロナウイルス 咽頭痛等)の合大が予想される場 基準① 3人 5人 6人 別に学級閉鎖等を 扱、幼稚園等) く、関係機関とのより、インフルエ 	新型コロナウイルス 6 らに感染拡大が予想 8 感染症感染、その他 計が、学級の概ね1 合 基準② 5 人 8 人 1 0 人	思される場合 風邪症状等の /4(25%)	
学年閉鎖	学級閉鎖が、 学年閉鎖を検討		またがり、さらに	感染拡大等が予想さ	れる場合に	
学校閉鎖	学年閉鎖が、 場合に学校閉鎖		数にまたがり、さ	らに感染拡大等が予	想される	
閉鎖期間	原則として、当日を含み、暦日4日程度。 閉鎖期間中及び閉鎖解除日の健康観察等を実施する。					
(図音車項)						

(留意事項)

- 1 慢性呼吸器疾患や慢性心疾患等の**基礎疾患を有する方**がり患すると重篤化するリスクが高い とされており、**早期受診・早期治療が図れるよう配慮する。**
- 2 学校規模、地域の感染状況、家庭状況(兄弟関係等)を考慮したうえで、関係機関と連携し、 柔軟な対応をする。
- 3 <u>学級閉鎖等を実施した場合は、体育健康教育室学校保健担当 [版:708-5321] へ報告</u>を 行う。部活動についても、学級閉鎖等の基準を準用して対応すること。 また、中学校区単位で情報交換を行う等、感染予防・まん延 防止に努め、放課後まなび教室 等の自粛等を検討する。
- 4 教職員が感染した場合について、体育健康教育室への報告は不要とする。

学校保健を取り巻く背景

• 疾病構造の変化、少子高齢化社会

学校保健委員会で 講義を依頼されることがある

- ・様々な現代的健康課題の出現 感染症の新たな課題 小児期からの生活習慣病兆候 スポーツ障害 アレルギー疾患の増加/食物アレルギーへの対応 心に関する健康問題の増加 ネット・ゲーム依存 性の逸脱行動 薬物乱用
- •学校・家庭・地域の連携強化
- ・<u>学校医はこれまでの「内科健診」と「健康相談」に加え、</u> 「健康教育」に注力することが求められている

養護教諭からみた学校医の理想像(P4)

- ・ 新しい医学知識を吸収している人
- ・ 教育問題に関心があり、それを正しく理解できる人
- 学校医は、その学校の職員の1人であり、その学校の 生徒の教育の一端を担っているという意識の持てる人
- ・相談しやすい人
- ・時間に正確な人
- 生徒に対して親近感の持てる人
- 特権意識のない人、弱者の気持ちがわかる人
- 生徒の持つ背景を理解しようとする人
- 自分で定年を決めることが出来る人

京都市の学校医の年間予定

• 定期健康診断(P25-50) 4月-6月

• 学校保健委員会(P288) 1-3回/年

• 就学時健診(P25) 11月(小学校のみ)

教職員の健康診断と健康管理(P290-293)2月-3月

・感染症の集団発生時の指導(P210-212)稀

• 児童生徒からの健康相談(P20) 修学旅行前など

・ 臨時の健康相談(P20-23) 学校行事前に稀に

• 臨時の健康診断(P22) ほぼ無い

• 教職員の健康相談(P293) 不定期

学校保健計画・安全計画の立案 ほぼ知らされない (P17,P304-315)

・ 職員50名以上の学校においては産業医としての活動 (職場巡視、安全衛生委員会、ストレスチェック)(P293)

結核検診の流れ(P86)

- 学校保健法施行規則改正により平成15年4月から実施 (学校でのツ反・BCGは廃止)
- <u>学校医の関与は質問5(2週以上続く咳・痰)のみ</u> 問題がないと判断すれば検討不要 問題がある場合は受診勧奨
- この検診では新たな結核患者は発見されていない

・結核高蔓延国からの途中転入者は増えている (転入者対象に 年2回 6・12月 ツベルクリン反応)。

心臓検診と学校心臓検診事業(P90)

京都府医師会学校医部会心臓検診委員会が中心 京都府全域にて学校心臓検診を実施

- ・心電図記録と問診票の調査は小1、中1、高1で実施 (14市10町1村のうち8市7町1村の自治体では小4も実施)
- ・心電図の読影と問診票の評価は心臓検診委員が担当

- ・ 学校医は内科健診時の聴診によって1次検診に関与
- ・管理指導表は指定医療機関(P93・94)において記載 25

学校検尿とその管理(P120)

- ・京都府医師会学校医部会検尿事業委員会が中心 京都市立学校、舞鶴市立学校と一部の私立学校が参加
- 学校では1次・2次検尿を実施
- 2次検尿の軽度異常の児童生徒は3次検尿医療機関で事後検診 3次検尿結果報告書(P122)
- 進行性腎疾患・糖尿病が疑われる時は精検医療機関で精査 精密検査結果報告書(P123)学校生活管理指導表(P124・125)
- 糖尿病患児の治療・緊急連絡法等の連絡表(P126)

学校保健関係職員•運営組織(P284-289)

- 教職員: <u>校長</u>、教頭、保健主事、安全主任 <u>養護教諭</u>、 栄養教諭、一般教員
- 学校三師:学校医(内科・眼科・耳鼻咽喉科)、 学校歯科医、学校薬剤師
- ・スクールカウンセラー
- PTA
- ・ 学校保健委員会(京都府においては学校保健会議と呼称)

学校保健委員会(学校保健会議)(P288)

京都府医師会指定学校医 1単位取得

- 学校毎にその実施方法が異なる
- ほとんどの学校は、年1-3回が多い
- 学校医にとり学校保健の重要性をアピールする重要な機会
- ・保健主事、安全主任との数少ない接点の機会
- ・PTAとの接点の機会
- ・話題によっては、児童生徒、関係機関や地域の人々も参加

学校保健委員会

- 1) 定期健康診断の結果: 養護教諭
- 2) 定期環境衛生検査の結果: 薬剤師
- 3)保健室来室状況:養護教諭
- 4)カウンセリング利用状況:スクールカウンセラーからの報告
- 5)健康相談の状況:学校医
- 6) 最近の話題について 依頼あればミニレクチャー

衛生委員会(産業医・健康管理医)

- 1)施設面の課題と今年度の状況:事務長
- 2) 超過勤務の状況と課題: 教頭
- 3)超過勤務者の面談状況:産業医
- 4)校内巡視

喫煙·飲酒·薬物乱用防止(P215-217)

• 喫煙 • 飲酒問題

- 学校薬剤師は積極的に関与しており、特に薬物乱用 (オーバードーズ)防止教育には力を入れている
 - →学校薬剤師との連携が重要
- ~~~~~
- •LGBTQへの理解
- •ゲーム依存の理解と対応
- •発達障害•不登校•いじめ•こころの問題(p191-198)

学校安全(P270-276)

- •安全教育、安全管理、組織活動からなる(P271)
- ・生活安全、交通安全、災害安全の領域がある(P270)

- 危機管理を中心とする話題が多い(P274)
- ・学校における外傷等には「日本スポーツ振興センター (JSC)災害共済給付金の災害給付が行われる(P275)

令和4年の災害共済加入児童生徒:1595.8万人、給付額:141億円

(医療費:157.7万件 障害見舞:259件 死亡見舞:41件)

京都府医師会指定学校医制度(P5-10)

- 平成18年4月発足
- ・職務の遂行、資質の向上を目的
- 新任学校医研修会の履修は必修
- ・3年毎の一斉更新(前回は令和3年4月)
- ・更新には3年間に3単位以上の研修単位が必要
- 学校保健研修会などへの出席、学校保健委員会/学 校保健会議への出席、健康教育活動などが各1単位
- 自己申告が原則(京都市学校医会の会員は事務局が まとめて更新申請)

学校における児童生徒の健康診断の 目的と役割

- ▶ 学校教育の円滑な実施とその成果に資するを目的とする
- 家庭における健康観察を踏まえて、<u>学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて疾病をスクリーニングする</u>
- ▶ 健康状態を把握する役割と、学校における健康課題を明らかにして健康教育に役立てるという役割がある

平成28年4月より、保健調査は小中高、高等専門学校では全学年に実施

定期健康診断の進め方

- 学校医にとり健康診断は最も重要な仕事ではあるが、これだけが仕事ではない
- 最もトラブルの原因となる機会でもある
- ・定期健康診断にとって重要なことは、<u>養護教諭との事前</u> 打ち合わせと事後措置である
- 項目は学校保健安全法施行規則第6条(P336・337)に基づく
- 健診内容はP28-33に記載
- ・ 平成28年より運動器検診も必要となった
- 各自の保健調査票を確認しながら進める
- ・ 学校生活管理指導表の出ている児童・生徒の把握

健康診断時の感染予防 標準装備

COVID-19は2類感染症から5類となりましたが 京都市教育委員会では下記装備を準備しているの で必要な方は 学校へ依頼してください

- 1. フェイスシールド
- 2. 医療用手袋
- 3. ポリ手袋(ダブルグローブ): 主に歯科医
- 4. 医療用プラスチックガウン: 主に耳鼻科医
- ・聴診器・手の適時アルコール消毒をする

プライバシーの保護(P43)

- 健康診断時のプライバシーの保護は重要
- ・プライバシーの保護のため、養護教諭と事前に十分な 打ち合わせが必要

・健診中に結果(肥満等)の不用意な発言には注意 (用語の番号化などが有用)

> 白衣の胸ポケットに スマホを入れないように 盗撮疑惑防止

定期健診

6年1月22日、文部科学省より児童生徒等のプライバシー や心情に配慮した健康診断実施のための環境整備につ いて「検査・診察時の服装については、正確な検査・診察 に支障のない範囲で、原則、体操服や下着等の着衣、又 はタオル等により身体を覆い、児童生徒等のプライバ シーや心情に配慮する」通知がありました。マスコミ報道 で「原則着衣」が強調された状況にあるなかで、健診に支 障がないよう配慮する必要があり、京都市教育委員会と 協議し、検査・診察時の留意点(内科・脊柱検査)を作成 しました。従来からのプライバシー配慮に注意し、脊柱側 弯を見逃さないようにするためには、着衣の上げ下げで 時間を要することが予想され健診を円滑に進めるため学 校側に補助員配置をお願いしています。また健診日は健 診を最優先にして、他の予定を入れず健診が円滑に催行 されるよう申し入れています。

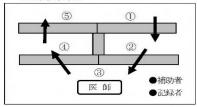
検査・診察時の留意点(内科・脊柱検査)

検査・診察の実施にあたっては、正確な検査・診察の実施と児童生徒等のプライバシー保護の観点から、 必ず学校医に事前相談のうえ、学校園の実情や児童生徒等の発達段階にあわせて運用してください。

【会場の設営等】

- 性別等に応じて、時間や場所を考えて別々に検診を行う等、工夫する。
- ・ 衝立やカーテンを利用し、脱衣や診察の際に周囲の目から遮断する。
- 医師の検査・診察の直前まで、脱いだ衣服やタオルなどを活用し、<u>不必要な露出を避ける</u>。
 (検査・診察を待つ間は、体操服等の袖を抜いた状態にする、脱いだ服を胸にあてる、水泳時に使用するバスタオルを活用する等)
- 会場内では、待機人数を最小限にした上で、他の児童生徒等に結果等が知られないようにする。

<会場設営例>



- ① 軽装にて集合
- ② 個別スペースで検査・診察が可能な服装になる
- ③ 検査·診察
- ④ 個別スペースで服を整える
- ⑤ 検査・診察終了(教室へ戻る)

※衝立

【検査·診察時】

- ・ 児童生徒等や保護者に正確な検査・診察の重要性(疾病の見逃しの可能性等)を伝えたうえで、 胸部を隠す工夫等の配慮を行いながら対応する。
- ※ 性別や発達段階に関わらず、同様の対応とすること。
- ※ タオルを使用したり下着や体操服を着用したりする場合は、検査・診察に支障がないよう、 胸部聴診時及び背部視診時に肩甲骨が見えるようにすそをあげる等の対応を行う。
- 円滑な検査・診察実施のため、診察時に衣服等のすそをあげる等の補助者を配置し、<u>教職員の</u>
 役割分担についても工夫する(養護教諭を除き、原則、児童生徒等と同性の教職員が立ち会うなど)。

<聴診・視診時の工夫例>





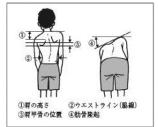
※あくまでも参考例(一例)です。各学校園の実情に応じて学校医とご相談ください。
※正確な検査・診察に支障のない範囲で、原則、体操服や下着等の着衣、又はタオル等により体を覆い、児童生徒等プライバシーや心情に配慮してください。

【児童生徒等や保護者への事前の対応】

検査・診察の場面においては、正確な検査・診察のため、必要に応じて、医師が、体操服・下着やタオル等をめくって視触診したり、体操服・下着やタオル等の下から聴診器を入れたりする場合があることについて、児童生徒等や保護者に対して事前に説明を行う。

① 脊柱の疾病及び異常の有無

保健調査票等の情報を参考に、脊柱の捻れや わん曲などの脊柱の疾病及び異常の有無を確認 する際に、正確な判断を行うため、視診し、必 要に応じて、背中や腰を触診する場合がある。



春柱に関する検査例 (「児童生徒等の健康診断マニュアル」より)

② 胸郭の疾病及び異常の有無

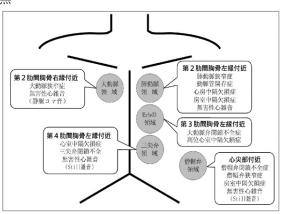
保健調査票等の情報を参考に、胸部の陥没や突出等の変形などの胸部の疾病及び 異常の有無を確認する際に、正確な判断を行うため、視診し、必要に応じて、前胸 部等を触診する場合がある。

③ 皮膚疾患の有無

伝染性軟属腫(みずいぼ)や伝染性膿痂疹(とびひ)、アトピー性皮膚炎などの皮膚疾患の有無を確認する際に、皮膚の状態を視診し、必要に応じて、触診する場合がある。なお、特に外傷の疑いがある場合などは、臀部や腹部を視診する場合がある。

④ 心臓の疾病及び異常の有無

心臓の疾病及び異常の 有無を確認する際に、下着 等の上からでは心臓の音 が聞こえづらいため、右図 の場所の肌に聴診器を当 て聴診する。



聴診器を当てる場所の例

運動器検診とは

- ・平成28年度からの学校健診に「四肢の状態」の観察が 必須項目となった。
- この「四肢の状態」を診ることを「運動器検診」と呼び、四肢の骨、関節、筋肉の異常を早期に発見して治療することによって、将来の本格的な運動器疾患への進展を防ぐことを目的とする。

運動の二極化現象

• 運動不足: 運動機能不全

• 運動過多: overuse

・児童生徒の体力低下(1985年~)

運動器検診の法的背景

•学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令(平成26年4月30日)

座高、寄生虫卵の有無の検査を削除

四肢の状態を必須項目に追加

保健調査の実施を全学年

施行期日は平成28年4月1日

•文部省体育局長通知(平成6年12月)

脊柱及び胸部の検査の際には、併せて骨、関節の異常及び四肢の状態に 注意すること

・側弯検診に前屈テストを実施することを義務付け<u>(昭和54年4月)</u>

京都市の運動器検診の方法(P78-83)

京都市の四肢の状態の検査マニュアルに従う

対象者

- ①脊柱側弯検査:全員
- ②四肢の状態の検査:有所見者のみ

(問診項目に保護者・養護教諭・学校医がチェックを入れた児童生徒)

専門医受診の基準

学業に支障のある疾病・異常等が疑われる場合

(平成27年度の児童生徒等の健康診断マニュアルに準じる)

専門医受診の基準

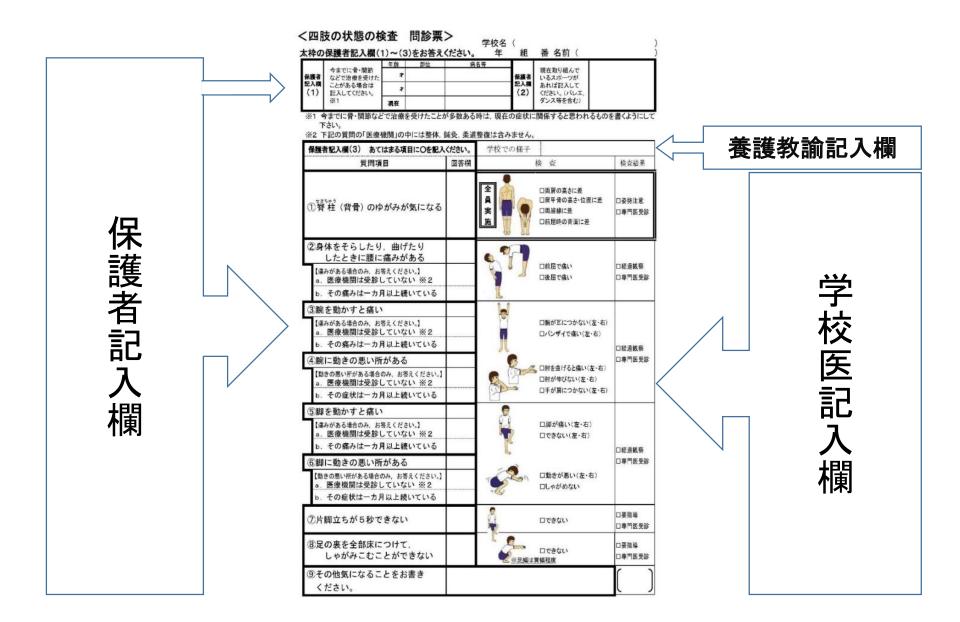
- ①学校医が判断する
- ②学業を行うのに支障のあるような疾病、異常などが疑われる場合 留意事項:(a)-(d)
 - (a) 痛み (特に1か月以上続く時、受診を促すこと)
 - (b) 左右差がある
 - (c) 関節の動きが悪い
 - (d) 症状があるにもかかわらず、整形外科を 受診していない

要整形外科受診基準の例

歩行障害の訴えがある場合 動作時痛がある場合 動作終了時に痛みがある場合 可動域に左右差がある場合 圧痛がある場合 1週間 運動やストレッチを指導しても改善しない場合 迷った場合

学校医のすすめ P48-50

四肢の状態の検査 問診票(P79)



四肢の状態の検査問診票

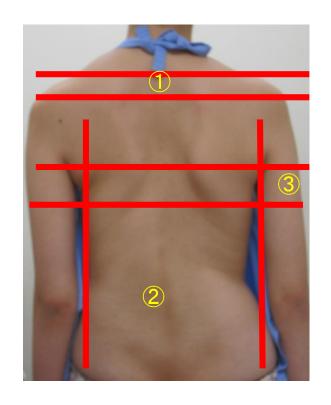
<四 肢	支の状態の核	查	問診票>	学村	交名 (
太枠の	保護者記入欄(1	1)~(3)をお答えくだ	207	年 組	1 7	番 名前(
	^+	年齢	部位	病名等		70	3 	
保護者 記入欄	今までに骨∙関節 などで治療を受けた	*			保護	者し	見在取り組んで Nるスポーツが	
記入欄 (1)	ことがある場合は 記入してください。	*			記入 (2		うれば記入して ださい。(バレコ	
	※ 1	78 <i>†</i> r				タ	ンス等を含む)

- ※1 今までに骨・関節などで治療を受けたことが多数ある時は、現在の症状に関係すると思われるものを書くようにして 下さい。
- ※2 下記の質問の「医療機関」の中には整体、鍼灸、柔道整復は含みません。

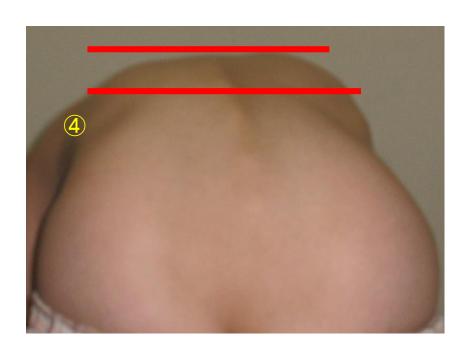
現在

保護者記入欄(3) あてはまる項目に〇を記入	ください。	学校での様子		
質問項目 回答欄		検査	検査結果	
①脊柱(背骨)のゆがみが気になる		全 員 実 施 □両肩の高さに差 □肩甲骨の高さ・位置に差 □両脇線に差 □前屈時の背面に差	□姿勢注意 □専門医受診	

脊柱側弯症のスクリーニング



①肩の高さ



③肩甲骨の位置

②ウエストラインの非対称 ④肋骨隆起

四肢の状態の検査問診票

<四肢の状態の検査 問診票>

学校名(

前屈後屈制限があるとき 円背や頚椎後弯にも注意 脊柱に沿って色素沈着がみられる児童生徒が時々あり、腰部後弯のサインかも

下さい。

※2 下記の質問の「医療機関」の中には整体、鍼灸、柔道整復は含みません。

一日の大日の 世派成成立の十十二の上十十五次	「記の負向の」と原成例。の中には正体、戦火、未追正後は古がなどが。						
②身体をそらしたり、曲げたりしたときに腰に痛みがある 【痛みがある場合のみ、お答えください。】 a. 医療機関は受診していない ※2 b. その痛みは一カ月以上続いている	□前屈で痛い□後屈で痛い	□経過観察 □専門医受診					
③腕を動かすと痛い 「痛みがある場合のみ、お答えください。」 a. 医療機関は受診していない ※ 2 b. その痛みは一カ月以上続いている	□腕が耳につかない(左·右) □パンザイで痛い(左·右)	□経過観察					
4腕に動きの悪い所がある 【動きの悪い所がある場合のみ、お答えください。】 a. 医療機関は受診していない ※ 2 b. その症状は一カ月以上続いている	□ □ 肘を曲げると痛い(左·右) □ 目が肩につかない(左·右) □ 手が肩につかない(左·右)	□専門医受診					

四肢の状態の検査 問診票

⑤脚を動かすと痛い 【痛みがある場合のみ、お答えください。】 a. 医療機関は受診していない ※ 2 b. その痛みは一カ月以上続いている	□脚が痛い(左·右) □できない(左·右)	□経過観察
⑥脚に動きの悪い所がある 【動きの悪い所がある場合のみ、お答えください。】 a. 医療機関は受診していない ※ 2 b. その症状は一カ月以上続いている	□動きが悪い(左·右) □しゃがめない	□専門医受診
⑦片脚立ちが5秒できない	ロできない	□要指導 □専門医受診
⑧足の裏を全部床につけて, しゃがみこむことができない	□できない ※足幅は肩幅程度	□要指導 □専門医受診
⑨その他気になることをお書き ください。		

注意すべき整形外科疾患

脊椎疾患

学校医のすすめ p96-97

- 特発性脊柱側弯症
- 腰椎分離症、腰椎すべり症
- 腰椎椎間板ヘルニア

上肢の疾患

- 野球肘、テニス肘
- 野球肩

下肢の疾患

- 発育性股関節形成不全(先天性股関節脱臼)
- ・ ペルテス病
- オズグッド・シュラッター病
- シンスプリント

京都市立学校の検診結果(平成28年度)

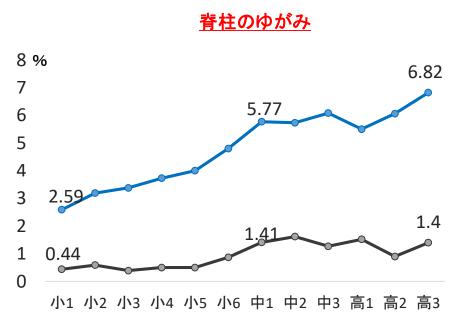
児童生徒数	96,593人		
有所見者率	17.5% (16,868/96,563)		
専門医受診の指示率	2.5% (2,396/96,593)		
検診時間の増加	1.3倍		

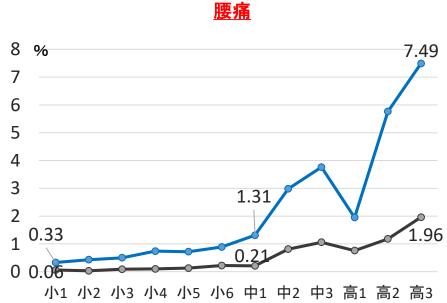
校種別の検診結果	高校(10校)	中学校(73校)	小学校(166校)
生徒数	5,310人	29,193人	62,090人
有所見者率	24.2%	24.3%	13.7%
専門医受診の指示率	4.4%	4.2 %	1.5%
検診時間の増加	1.6倍	1.4倍	1.2倍

各項目の学年別の検診結果(平成28年度)①









各項目の学年別の検診結果(平成28年度)②

片脚起立不可

下肢の疼痛





上肢の疼痛



下肢の可動域制限

上肢の可動域制限



専門医受診結果(平成28年度)

脊柱側弯に関連 273人

	人数(男:女)	備考
脊柱側弯症	215(76:139)	小学生:93 · 中学生:120 · 高校生:2
姿勢異常	50(26:24)	
その他	8	漏斗胸:2

参考資料

「京都市立学校」 平成27年度疾病異常統計から

	小学生(男:女)	中学生(男:女)	高校生(男:女)
脊柱側弯症	12(2:10)	21(2:19)	0
脊柱異常	91(46:45)	235(114:121)	33 (12:21)

専門医受診結果(平成28年度)

腰に異常 32人	
版IC共市 32八	人数(男:女)
腰椎分離症・辷り症	11(9:2)
腰椎椎間板ヘルニア	3(0:3)
腰痛症	13(7:6)
その他	5

上肢に異常 12人	
工队10共市 12人	人数(男:女)
野球肘	3(3:0)
野球肩	1(0:1)
肩関節炎	1(0:1)
肩関節不安定	1(0:1)
その他	6

下肢に異常 105人	
100人	人数(男:女)
オスグッド病	31(26:5)
有痛性外脛骨	5(2:3)
膝半月板•靭帯損傷	4(2:2)
膝蓋軟骨靭帯軟化症	3(1:2)
シーヴァー病	3(3:0)
扁平足	3(2:1)
内反足	2(2:0)
外側側副靭帯損傷	2(1:1)
シンスプリント	2(1:1)
タナ障害	2(2:0)
足底筋膜炎	1(0:1)
鵞足炎	1(0:1)
ジャンパー膝	1(1:0)
ペルテス病	1(1:0)
その他	44

部位別の診断名と人数(平成30年度)

脊柱 224人	人数
脊柱側弯	190
姿勢異常	30
その他	4

腰 20人	人数			
腰椎分離・辷り症	7			
腰椎椎間板ヘルニア	4			
腰痛症	6			
その他	3			

上肢 6人	人数
野球肘	3
野球肩	1
その他	2

下肢 56人	人数				
オスグッド病	14				
膝半月板•靭帯損傷	6				
扁平足	4				
内反足	4				
股関節炎	2				
ジャンパー膝	2				
シンスプリント	1				
有痛性外脛骨	1				
タナ障害	1				
ペルテス病	1				
右臼蓋形成不全	1				
尖足変形	1				
その他	18				

アナフィラキシーによる救急搬送----エピペン使用例 京都市立学校(H25~31年度)

症例	所属	発症時	アナフィラキシー 症状	場所	給食	誘因•状況	エピペン	救急車	入院	アレルゲン/ タイプ	原因	除去食 対応
1	中学	部活中	呼吸困難	学校		誤食·おや つ	教員	+	+	<u>小麦</u> ·大麦	食物アレ ルギー	?
2	小学	昼休み	発疹•呼吸困難	学校	給食	不明	教員	+	+	卵	不明	+
3	小学	午前中	発疹•呼吸困難	学校		朝食	教員	+	+	<u>魚·青背</u> /運 動誘発	食物アレ ルギー	?
4	小学	昼食後	呼吸困難	学校	弁当	弁当·清掃	教員	+	+	牛乳	不明	+
5	中学	修学旅 行	発疹•咳嗽	民泊		微量の誤食	本人	-	-	小麦 <u>·卵</u> ·牛 乳	食物アレ ルギー	+
6	小学	午後	呼吸困難	児童 館	給食	不明	教員	+	+	牛乳	不明	+
7	小学	昼食後	掻痒•呼吸困難	学校	給食	不明	母	-	-	卵•牛乳	不明	+
8	小学	昼食後	蕁麻疹・喉の痒み	学校	給食	誤飲•付着	教員	+	-	卵· <u>牛乳</u>	食物アレ ルギー	+
9	小学	昼食前 後	 顔面浮腫・呼吸困難 	学校	弁当	不明	教員	+	+	卵•牛乳	不明	+
10	小学	昼食後	喉の痒み・首藤に浮 腫	学校	給食	誤食	教員	+	+	卵•牛乳	食物アレ ルギー	+
11	小学	昼食後	頭や足の痒み	学校	弁当	誤食	教員	+	-	卵•牛乳	食物アレ ルギー	+
12	小学	昼食後	呼吸困難	学校	弁当	不明	教員	+	-	卵・牛乳・小 麦・そば	食物アレ ルギー?	+

【令和3年度改訂版】

京都市学校生活管理指導表(食物アレルギー用)

[医療機関用]

氏名		男•女	平成•令和 年 月	日 生 京都市立	字校	年 組			
*この生活管理指導表は	は、学校の生活にな	おいて特別な配慮や	管理が必要となった場合に医師が作成	するものです。					
		病型•治療		学校生活上の留意点		☆保護者			
A 食物アレルギー病型(食	物アレルギーあり	の場合のみ記載)		A 給食		電話:			
1. 即時型 〈アナフィラキ	シーの既往がある	場合は⇒(4	年前)〉	1. 管理不要					
2. 口腔アレルギー症候群	¥			2. 管理必要					
3. 食物依存性運動誘発力				B 食物・食材を扱う授業・活動	緊	☆連絡医療機関			
B アナフィラキシー病型(ア	プナフィラキシーの	既往ありの場合のみ	記載)	1. 管理不要	急	医療機関名:			
1. 食物(原因:) 2. 管理必要	連				
2. 食物依存性運動誘発	アナフィラキシー			C 運動(体育·部活動等)	船	絡			
3. その他	W-1-3 A D - 77	11-0-11 1 - 41		1. 管理不要	一				
C 原因食物·除去根拠 該				2. 管理必要	_				
[]に具体的 1. 鶏卵	Nな良州 除五	根拠 食物摂取により ≫(り栓映した証人	D 宿泊を伴う校外活動		電話:			
	-		【除去根拠】該当する番号			电动:			
2. 牛乳・乳製品	«	» (全てを≪≫内に記載	2. 管理必要					
3. 小麦	«	≫ () ①明らかな症状の既往	E 上記(A~D)で「管理が必要」となっ			0007 500		
4. ソバ	«	≫ () ②食物経口負荷試験陽性	場合に、より厳しい除去が必要なもの			月 E		
5. ピーナッツ	«	≫ () ③ I g E 抗体等検査結果陽	* 本欄に〇がついた場合, 該当する食品を使用し 理については給食対応が困難となる場合がありま	た料医師	名			
6. 種実・木の実類	«	≫ () ④未摂取	鶏卵:卵殻カルシウム			印		
7. 甲殻類(エビ・カニ)	«	≫ ()	- 牛乳:乳糖・乳清焼成カルシウム			(4)		
8. 果物類 [] «	≫ () 【食物摂取により経験した症		医療	機関名			
9. 魚類 [] «	≫ () 該当するもの全てを () に	記載 大豆:大豆油・醤油・味噌					
10. 肉類 [] «	≫ () a:皮膚・粘膜症状	ゴマ:ゴマ油					
11. 大豆	«	≫ ((一部, 広範)	魚類:かつおだし・いりこだし・魚猫	4				
12. ゴマ	«	≫ () b:消化器症状	肉類:エキス					
13. 軟体類・貝類 [] «	≫ (c:呼吸器症状	F その他の配慮・管理事項(自由記述	()				
14. その他1 [] «	≫ (e:神経症状						
15. その他2 [] «	≫ ()						
D 緊急時に備えた処方薬									
1. 内服薬(薬品名:)					
2. アドレナリン自己注射	薬(「エピペン®」)			本診断書の内容については、年度ご	とに再評価	Tが必要です。			
3. その他(薬品名:) (次回提出音	予定日 :	年 月)			
へが持におけて口帯の取組	TLy 057Ant ハン	ナルエロナフェル・	ナ悪に記せされて中央を登せる人が贈り	ころが明広機関数で共生されてことに同意して	+				

〇学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本票に記載された内容を学校の全教職員及び関係機関等で共有することに同意します。

保護者署名

学校の管理下の事故の発生傾向

負傷・疾病、死亡の年度別推移 日本学校保健会



